

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

江府町長 白石 祐治

市町村名 (市町村コード)	江府町 (31403)
地域名 (地域内農業集落名)	下安井 (下安井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月9日、令和7年3月1日 (第1回)、(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

下安井地内の農地の内、田はほぼ圃場整備済みであるが一筆当たりの面積が小さく、急傾斜の法面がある農地が多い。また農地の内、畑は圃場整備がされておらず狭隘で入り組んでいる。耕作者はほぼ全員が兼業農家であり、耕作者も高齢者が多く、60代以下の担い手がいない状況である。耕作面積が小さく、条件不利な農地が多い中、仮に農地の集積化を図っても収益が上がらない構造であり、次世代の担い手が皆無な状況が大きな課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

田については、近隣の農事組合法人すがさきと連携し、水稻中心に耕作を行う。また、集落内でも任意組織(下安井令和ファーマーズ、下安井やらいや会)など、集落内で比較的まとまって耕作している農業者の下支えを行う体制を維持し、図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業の活用により担い手への集積を行い、担い手の営農が困難となった場合は、近隣の農事組合法人等へ集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の農地の賃借については農地中間管理事業の活用を基本とし、地権者の意向を確認した上で契約締結を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道水路修繕を行う際には多面的機能支払制度を活用するとともに、新たな基盤整備を行う際には補助事業を活用し実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
日野農業普及所や江府町産業建設課及びJAと連携し、必要なサービスの内容等について検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の農業の効率化が期待できる作業委託の活用を検討する。 農事組法人すがさき、営農グループの下安井令和ファーマーズ、そばなど転作作物栽培を行う下安井やらいや会への作業委託の活用を図る。農道等の草刈り等は、若手のボランティア組織の下安井草刈りクラブが担う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう鳥獣防止柵の補修や更新を実施するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。(R7～下安井猪対策検討委員会、R7～集落役員の新たな係として鳥獣対策係を設置。)
- ⑦水稻の作付けが困難になり、遊休農地となる農地は、下安井やらいや会を中心に、そば等への転作を図る。